

令和5年7月15日
群馬県総務部財産有効活用課
027-226-2111
群馬県農政部農政課
027-226-3011
浅間家畜育成牧場
0279-84-2074

車検切れ公用車の運行について

浅間家畜育成牧場において、公用車（1台）の継続検査が実施されず、自動車検査証の有効期間を過ぎた車両を運行したことが判明しました。

令和3年度に引き続き、再度このような事態を招いたことを深く反省し、県民の皆様には深くお詫びしますとともに、2度とこのような事態が発生しないよう再発防止策を強化し、信頼回復に努めてまいります。

1 経緯

(1) 令和5年7月14日(金)、浅間家畜育成牧場職員が、公用車のタイヤ交換をした際に、併せて車検証を確認したところ、当該公用車が、有効期間の満了する令和5年6月29日(木)までに継続検査を受検していないことが判明しました。

このため、7月14日(金)に長野原警察署へ通報しました。

(2) 本件が発覚するまでの間の運行状況

3回、走行距離288km

- ・6月30日 走行距離 92km
- ・7月4日 走行距離 98km
- ・7月10日 走行距離 98km

2 原因

浅間家畜育成牧場では、物品管理者に加え、複数の車両管理担当者を定めていたが、管理体制が十分に機能していませんでした。農政部では、各所属で再発防止策に取り組んでまいりましたが、当該所属では再発防止策の実施が徹底されていませんでした。

3 再発防止策

- (1) 再度、物品管理者の責任のもと、所属内複数職員によるチェック体制を強化します。
- (2) 車両管理については、車検の有効期間満了日を複数の職員で月1回以上確認します。
- (3) 公用車備え付けの公用車使用簿に車検証の写しを備え付けるとともに、使用簿の表紙及び裏表紙に車検の有効期間を表示し、運転前の確認を徹底します。
- (4) 所属内のチェックに加え、新たに、主管課（農政課）において部内全公用車の車検有効期間を確認し、期間満了前の受検を指示します。

なお、全公用車の所管部局に対して、同様の事例が発生しないよう注意喚起を行います。